

# 令和3年度農地中間管理事業活動方針

担い手への農地集積8割を目指し、「農地中間管理機構による集積目標2,000ha」を達成するため、令和2年度に策定した「農地中間管理事業における集積3ヶ年計画」に基づき、以下の項目について重点的に取り組む。

令和3年度は特に、実質化された「人・農地プラン」の実現に向けた取組みや、基盤整備新規地区及び最終年となる重点・促進地区における取組みを強化するなど、関係機関一体となって地域特性に合せた農地の集積・集約化を推進する。

## 1 「人・農地プラン」の実質化を契機とした農地集積・集約化の推進

- ・ 市町村ごとに設置される「農地集積推進チーム」の構成員として、これまで培ってきた合意形成におけるノウハウを活かし、「人・農地プラン」の実質化に向けた活動を支援する。
- ・ 地域ぐるみの話し合い活動に基づき実質化された「人・農地プラン」を実現するため、推進モデル地区を設置し、地区全体の農地を一括で機構が借受けて、地域を担う中心経営体へ農地を集積・集約化していく取組みを推進する。

## 2 基盤整備新規地区における機構活用の推進

- ・ 基盤整備については、新規地区を重点対象地区として、調査計画段階から市町村等と連携して工事着手前から機構へ農地を集積し、事業実施に伴う農家負担の軽減策として機構集積協力金を活用する取組みを併せて推進する。

## 3 重点・促進地区の更なる取組みの強化

- ・ 重点・促進地区では、農地集積専門員等がこれまでに培ってきたノウハウを活かして、地域営農法人の設立を引き続き支援する。また、これまでに設立された地域営農法人に対しては、スケールメリットを活かした経営規模へ拡大できるよう、更なる農地の集積・集約化を推進する。
- ・ 農地集積が目標の8割に達していない地区については、農地情報図（GIS）による「見える化」等により話し合い活動を推進し、農業委員会等と連携した口頭契約の解消等と併せて中心経営体への農地集積を加速化する。

#### **4 中山間地域等における農地集積・集約化の展開**

- ・ 中山間地域においては、農地の持続的利用を図るため、交付要件の緩和された機構集積協力金を最大限活用しながら、担い手への農地集積・集約化を推進する。
- ・ 中山間地域については、樹園地の園内作業道の整備や機構関連事業等の小規模な基盤整備を契機とした農地集積・集約化の取組みを推進する。

#### **5 円滑化事業との統合一体化と期間満了案件の確実な更新**

- ・ 円滑化団体（JA）が保有する貸借農地については、出し手・受け手が引き続き安心して貸借を行うことができるよう、令和2年度に作成した承継計画に基づき、農地中間管理事業への切替えを計画的に実施する。
- ・ 集積・配分計画ともに期間満了を迎える案件については、事務の負担軽減や期間短縮を図るため、集積計画のみで権利設定ができる「集積計画一括方式」による手続きを推進する。

#### **6 多様なニーズに応じた広報活動の展開**

- ・ 中山間地域や基盤整備実施地区における合意形成活動を円滑に進めるため、モデルとなる取組みやメリット措置などを取りまとめたパンフレットを作成するなど、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな広報活動を展開する。